

各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課長

令和6年度介護報酬改定に伴う「令和6年6月1日施行とするサービス」の
介護給付費算定に係る体制等に関する届出の注意点について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出」につきまして、令和6年3月19日付でお知らせしておりましたが、令和6年6月1日より施行される加算を新たに算定する場合に上記届出に添付が必要な書類の一覧を、本市ホームページに掲載いたしました。届出がない場合、「減算」となる項目がございますので、必ずご確認のうえ、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。なお、すでにご提出いただいている届出に不足している添付書類等がございましたら、追加のご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

1 令和6年6月1日施行とするサービス

- ・ (介護予防)訪問看護
- ・ (介護予防)訪問リハビリテーション
- ・ (介護予防)居宅療養管理指導
- ・ (介護予防)通所リハビリテーション

2 留意事項

厚生労働省の(別紙)「既存のサービス事業所の届出留意事項」により、各サービスの加算等につきましては、現在算定している加算等に変更がない場合にも届出が必要となる加算がございます。

各事業所におかれましては、本市ホームページに掲載されている「届出が必要となる項目について」の、サービス別資料内に記載の「届出が必要となる場合」欄を必ずご確認いただき、必要な届出を行っていただきますようお願いいたします。また、ご提出の際は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表上にチェック漏れがないようご注意ください。

3 提出期限

令和6年5月15日(水)【必着】

※ 郵送または持参にてご提出ください。持参にてご提出いただく場合は、期日の午後5時までにご来庁ください。

※ 期日までにご提出がない場合、6月サービス提供分からの算定に反映されませんのでご注意ください。

4 仙台市ホームページ様式掲載ページ

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス(事業者向け) > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について

<https://www.city.sendai.jp/shidodaini/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku/todokedesho.html>

【「令和6年6月1日施行とするサービス」についての問い合わせ先】

仙台市健康福祉局介護事業支援課

○ 居宅サービス指導係：022-214-8192